

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>IV－8－7 秩序ある処理等の円滑な実施のためのバリュエーション</p> <p>IV－8－7－1 意義</p> <p><u>秩序ある処理等の円滑な実施のためには、当局による適時・適切な措置を講ずることが必要であり、そのためには、金融機関においても自らの財務状況や資産・負債の評価（以下、「バリュエーション」という。）を適時・適切に実施し、当局に報告することが必要となる。</u></p> <p><u>国際的には、金融安定理事会が2018年6月に「ベイルイン実行に関するプリンシプル(Principles on Bail-in Execution)」を公表しており、当該ガイドラインでは秩序ある破綻処理を実施するために必要となるバリュエーションについての原則を策定している。</u></p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>このような国際的な動向を勘案しつつ、当局としては、秩序ある処理等を円滑に実施するうえで必要となるバリュエーションに関する金融機関の態勢整備を図る必要がある。</u></p> <p><u>以下では、本邦 TLAC 対象 SIBs の秩序ある処理の手続の具体例（IV-8-6-2-2）を前提に、その過程で必要となるバリュエーションについて、その目的や意義等を記載する。</u></p> <p><u>（1）バリュエーション1（主要子会社の実質破綻認定に係るバリュエーション）</u></p> <p><u>当庁が、国内処理対象会社に対し、内部 TLAC を用いた主要子会社の資本増強及び流動性回復を含む健全性の回復に係る金商法第 57 条の 19 第 1 項に基づく命令を発出する（主要子会社の実質破綻認定）にあたっては、（イ）当該主要子会社につき、債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあることを認定するとともに、（ロ）グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない状況であることを考慮する必要がある。</u></p> <p><u>具体的には、（イ）に対応するものとして、当該主要子会社の資産・負債等の財務状況の適時・適切な把握、（ロ）に対応するものとして、グループ全体の再建可能性を判断するために、グループ内のサポート契約や現地規制等も踏まえて</u></p>	

改正後	現行
<p><u>当該主要子会社に対して移動させることが可能な、グループ全体で保有する資本・資産（余剰 TLAC を含む。）及びその場所の把握が必要となる。</u></p> <p><u>（２）バリュエーション２（国内処理対象会社に対する特定認定に係るバリュエーション）</u></p> <p><u>内部 TLAC のトリガリングにより主要子会社から損失を吸収した国内処理対象会社に対し、内閣総理大臣による特定第二号措置に係る特定認定がなされるにあたっては、当該国内処理対象会社が預金保険法に規定する特定第二号措置の適用要件を満たす必要がある。</u></p> <p><u>すなわち、当該国内処理対象会社につき、債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあることが認められる必要があるが、かかる判断を行う前提として、当該国内処理対象会社から当庁に対する財務状況の報告（当庁からの報告徴求命令に応じて行われる報告を含む。）がなされる必要がある。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、国内処理対象会社は、主要子会社について内部 TLAC のトリガリングが行われた場合における自らの財務状況を適時・適切に把握し、当庁へ報告する必要があると考えられる。その際の評価手法としては、例えば、直近の国内処理対象会社の財務諸表を前提に、内部 TLAC のトリガリ</u></p>	

改正後	現行
<p><u>ングの影響を踏まえて資産・負債の評価を調整することが考えられる。</u></p> <p><u>(3) バリュエーション3 (事業等の譲渡対価算定に係るバリュエーション)</u></p> <p><u>預金保険機構が設立した特定承継金融機関等が、特定認定を受けた国内処理対象会社(破綻持株会社)から、そのシステム上重要な取引に係る事業等の譲受けを行うにあたっては、特定承継金融機関等から破綻持株会社に対し、その対価を交付する必要があると考えられる。</u></p> <p><u>当該事業等の譲渡対価の算定にあたっては、株式算定実務において一般的に広く用いられるインカムアプローチ、マーケットアプローチ及びコストアプローチの中から、譲渡対象会社の事業内容及び取得可能な情報の制約等を考慮し、適切な算定手法を選択し、又は組み合わせたうえで算定することが考えられる。</u></p> <p><u>その際には、譲渡対象会社の直近の財務諸表作成時点から譲渡時点までの事業及び市場環境の変化、それらを踏まえた譲渡対象会社の純資産価値の情報、特定承継金融機関等の下でのグループ全体の再建計画の内容、並びに再譲渡の時期その他の将来事業予測等を踏まえる必要があるため、客観性・合理性が認められる評価方法(例えば、ファイナンシャルア</u></p>	

改正後	現行
<p><u>ドバイザーその他の外部専門家の意見・評価を取得する等）であることが望ましい。</u></p> <p><u>（注）もっとも、短い期間で事業等の譲渡の時点における譲渡対象会社の公正な株式価値を精緻に算定することは困難であることが予想される。</u></p> <p><u>そこで、事業等の譲渡対価に関しては、例えば、株主総会の特別決議に代わる許可（代替許可）を裁判所に申し立てるにあたり、当該申立時点においては価格調整条項を付した暫定的な対価（例えば、簿価・時価純資産をベースに算定したもの）としつつ、事業等の譲渡後に、第三者に一定期間をかけて破綻持株会社の子会社等の将来事業予測等を加味した株式価値の算定を依頼し、その得られた数値を確報値として譲渡対価算定の基礎とすることを前提に、当該代替許可の申立を行うこと等が考えられる。</u></p> <p><u>なお、事後的な調整の具体的な方法については、個々のケースに応じて柔軟に対応するべきと考えられる。</u></p> <p><u>IV－8－7－2 主な着眼点及び監督手法・対応</u></p> <p><u>上記IV－8－7－1を踏まえ、G-SIFIsに選定された金融機関（最終指定親会社告示に指定されたG-SIBsを含む。）</u></p>	

改正後	現行
<p>及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して、当該金融機関の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等を円滑に実施するためのバリュエーションを実行可能とする態勢整備に係る検証（IV-8-8に記載するテストの実施を含む。）を求めるものとする。当該検証においては、以下の点に留意することとする。また、監督手法・対応については、IV-8-3-3と同様とする。</p> <p><u>（１）バリュエーション１</u></p> <p>① グループ全体の再建可能性を判断するため、海外法域における現地規制等も踏まえた移動可能な資本・資産（余剰 TLAC を含む。）について把握することができる態勢を整備しているか。</p> <p>② 海外を含めた子会社の財務状況について、海外法域における危機時のバリュエーションに係る規制等を十分に把握したうえで、適時に把握・報告する態勢を整備しているか。親会社等からのグループ内支援が必要な場合（サポート契約や余剰 TLAC の配賦を含む。）については、その額を適時に把握する態勢を整備しているか。</p> <p>③ 主要子会社に関して、直近の財務諸表作成以降に純資産の額への影響の観点から時価の再評価が必要な資産・負債に</p>	

改正後	現行
<p><u>ついて、適時の算出が可能な態勢を整備し、評価の前提、評価モデル及び算出期間等を検証・確認しているか。</u></p> <p><u>(2) バリュエーション2</u></p> <p><u>① その他 Tier1 資本調達手段・Tier2 資本調達手段（いずれもバーゼルⅢ適格であるものに限る。）及び内部 TLAC について、元本の削減又は株式への転換後の国内処理対象会社（単体）及びグループ連結の財務諸表の算出が可能な態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② 国内処理対象会社（単体）に関して、直近の財務諸表作成以降に純資産の額への影響の観点から時価の再評価が必要な資産・負債について、適時の算出が可能な態勢を整備し、評価の前提、評価モデル及び算出期間等を検証・確認しているか。</u></p> <p><u>(3) バリュエーション3</u></p> <p><u>① 前述のように、譲渡対価の算定にあたっては、客観性・合理性のある評価方法（例えば、ファイナンシャルアドバイザーその他の外部専門家の意見・評価を取得する等）によって算定することが望ましい。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>② 円滑な事業譲渡等を実現する観点から、事業譲渡に必要な対価を算定するために必要な情報を外部専門家等へ適時・適切に提供する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(4) バリュエーション1～3 共通</u></p> <p><u>① 上記(1)～(3)を実施可能とするために、適切なガバナンス態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>② 上記(1)～(3)による評価を適時に当庁へ報告する体制が整備されているか。</u></p> <p><u>IV-8-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテスト</u></p> <p><u>IV-8-8-1 意義</u></p> <p><u>秩序ある処理等の円滑な実施のためには、平時から破綻処理準備態勢等を自己検証(テスト)することにより、破綻処理の実効性を高めることが重要である。例えば、金融機関において、再建計画の実行及び秩序ある処理等に係る手順をプレイブックとして文書化したうえで、当該文書に基づく演習を実施して破綻処理準備態勢等の実行可能性を検証</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>し、問題が認められる場合には改善していくことを通じて、継続的な高度化に取り組むことが期待されている。</u></p> <p><u>IV-8-8-2 主な着眼点及び監督手法・対応</u></p> <p><u>G-SIFIs に選定された金融機関（最終指定親会社告示に指定された G-SIBs を含む。）及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して、当該金融機関の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテストングにおいて、以下の点に留意して確認するものとする。また、監督手法・対応については、IV-8-3-3 と同様とする。</u></p> <p><u>① 本監督指針で金融機関に求められる破綻処理準備態勢等に基づいた危機時における実際の対応手順（例えば、再建計画の実行及び秩序ある処理等に係る金融機関内部の意思決定プロセスや当局・関係者等とのコミュニケーションプロセス等）をプレイブックとして文書化しているか。</u></p> <p><u>② プレイブックに基づき、検証内容に応じて経営陣や海外拠点も含めたシミュレーション形式での演習等を実施したうえで、破綻処理準備態勢等の実行可能性について内部監査部門や第三者等を交えた効果的な検証を行い、その検</u></p>	

改正後	現行
<p>証を通じて破綻処理準備態勢等の改善点を確認し、高度化を図るといった、いわゆる PDCA サイクルによる継続的な改善を図っているか。</p> <p>③ テスティングに関する方針やテーマを明確にしたうえで、中期の計画を策定しているか。</p> <p>④ 上記を実行するために必要な態勢整備を行っているか。</p>	